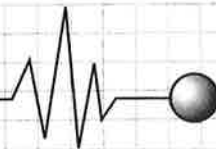


●判例速報 No.1

感染症内科・循環器内科 = 下肢閉塞性動脈硬化症患者の緑膿菌感染  
(法人病院 一 無責・請求棄却)



## 下肢閉塞性動脈硬化症の患者に緑膿菌を感染させ敗血症の発症を見落とし死亡させたとして損害賠償を求めた事例

札幌地裁 平成26年12月24日判決 (控訴中)  
事件番号 平成26年(ワ)第436号

### Points

### 要約

両下肢閉塞性動脈硬化症の診断を受けていた85歳男性患者は、平成24年5月22日、Y病院に入院し、A医師とB医師が主治医となった。9月21日、患者の仙骨周囲には6cm×10cm程度の褥瘡が確認され、以後、悪化が認められた。29日以降には、両下肢にチアノーゼが認められ、そこで、患者の長女は10月1日、V病院に転院させることを希望し、A医師は同日、V病院宛の紹介状を作成した。2日午前6時の患者の状態は、体温36.0度、脈拍80回/分、血圧133/78mmHgで、左下肢末梢は変色してきていた。足首や足底の皮膚が黄色くなっており、患者は、「右下肢は痛くないが、左下肢が痛い」と訴えた。午後4時、体温37.6度、脈拍98回/分、血圧145/73mmHgで、両下肢のチアノーゼに変化は見られなかった。10月3日午前9時ころ、V病院に転院し、患者について、「①敗血症炎症高度、血圧、脈拍等不安定、②重症下肢虚血感染も合併、③肺癌、④糖尿病、⑤腎不全、⑥褥瘡、⑦摂食障害、予後はきわめて不良」などと記載した病状説明用紙を作るとともに、症状欄には「発熱、下肢チアノーゼ」などと記載した入院診療計画書も作成した。患者はY病院において、5日に下肢経皮経管的血管形成術を、22日に右下肢の大腿部の切断手術を、さらに、11月8日には左下肢の壊疽部分の切除手術などを受けたが、24日、下肢壊疽を原因とする敗血症のために死亡した。なお、V病院において、創部から採取した検体の培養検査を行った結果、25日に緑膿菌が検出され、また、21日に静脈血の培養検査を行った結果、27日に緑膿菌が検出された。

このため原告(長女)は、Y病院医師の過失によって死亡したものであるなどと主張して、損害賠償金の支払いを求めた。

裁判所は、10月2日の時点で緑膿菌に感染していたことを認める証拠はなく、原告の主張はその前提を欠いており、敗血症の診断のための諸検査を行う義務もなかったなどとして、請求を棄却した。